

同 意 書

平塚市長 殿

認知症等行方不明SOS平塚見守りGPS貸与サービスを利用するに当たり、次の事項に同意します。

記

- 1 サービスの利用決定に必要な範囲において、市・県民税課税台帳、住民基本台帳を平塚市が調査します。
- 2 サービスの利用期間は、平塚市が端末機器を貸与した日から、利用の中止の届出を行った日までとします。
- 3 サービスの実施地域は、同事業のサービス提供事業者（市委託事業者）が利用している位置情報システムの電波網の範囲とします。ただし、電波網の範囲外、端末機の故障、電池切れ、電源が切られているときは位置探索を行えません。また、サービスの実施地域内であっても端末機の電波が微弱である場合や、電波を遮断するような建造物内の場合等は、位置探索が行えない場合や位置情報に誤差が生じることがあります。
- 4 位置探索依頼により位置が特定された対象者の保護は申込者または探索協力者にて行うこととします。
- 5 サービスの利用に当たり、申込者・対象者及び探索協力者の氏名、住所、電話番号等の情報をサービス提供事業者（市委託事業者）及び担当のよろず相談センター（地域包括支援センター）に提供します。
- 6 利用料については、平塚市が端末機器を貸与した月から、利用の中止の届出を行った月まで生じます。
- 7 利用料については、サービス提供事業者（市委託事業者）に直接支払うこととします。
- 8 サービスの利用に当たり、次の各号に該当するときは、速やかに届出をすることとします。
 - ① 申込者・対象者または探索協力者の氏名、住所、電話番号等に変更が生じたとき。
 - ② 申込者の課税状況及び生活保護情報に変更が生じたとき。
 - ③ サービスの利用を中止しようとするとき。
 - ④ 対象者が医療機関、介護保険施設等に入院又は入所し、居宅において生活を営めない状況になったとき。
 - ⑤ 対象者が市外に転出したとき。
 - ⑥ 対象者が死亡したとき。
- 9 サービスの利用を取り消されたときは、速やかに端末機器等を返還することとします。
- 10 細心の注意をもって端末機器を使用することとし、当該機器の現状の変更や第三者への転貸等、目的外に使用しないこととします。
- 11 機器を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長及びサービス提供事業者（市委託事業者）に届け出るものとし、その指示に基づき機器を現状に回復するための実費を弁償することとします。
- 12 サービス提供事業者（市委託事業者）が提示している「ご利用にあたっての同意事項」について承認したうえで、サービスを利用します。

以 上

令和 年 月 日

申込者署名 住 所
氏 名
